ナカムラ病院指定医療

保険医療機関	令和６年５月１日～令和 12 年４月 30 日
生活保護法指定医療機関	令和６年５月１日～令和 12 年４月 30 日
被爆者指定医療機関	平成 29 年６月１日
被爆者一般疾病医療機関	平成 29 年６月１日
結核予防法指定医療機関	平成３年７月 25 日
難病医療指定医医療機関	令和３年１月１日～令和８年 12 月 31 日
自立支援医療機関	令和６年６月１日～令和 12 年５月 31 日
労災保険指定医療機関	令和５年３月１日～令和８年２月 28 日

届出施設基準

初診料(歯科)）の注１に掲げる基準	平成 30 年 10 月１日
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	令和８年６月１日
療養病棟入院基本料	令和６年６月１日
診療録管理体制加算２	平成 31 年１月１日
療養病棟療養環境加算１	平成 18 年７月１日
精神科身体合併症管理加算	平成 20 年４月１日
精神科慢性身体合併症管理加算	令和８年７月１日
感染対策向上加算３	令和８年２月１日
データ提出加算	令和２年１月１日
入退院支援加算	平成 24 年４月１日
認知症ケア加算	令和２年４月１日
認知症治療病棟入院料１	平成 22 年４月１日
入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)	平成 12 年７月１日
薬剤管理指導料	平成 22 年４月１日
CT 撮影及び MRI 撮影	平成 28 年２月１日
認知症患者リハビリテーション料	平成 26 年５月１日
心理支援加算	令和8年7月1日
重度認知症患者デイ・ケア料	平成 18 年４月１日
医療保護入院等診療料	平成 16 年５月１日
クラウン・ブリッジ維持管理料	平成 13 年８月１日
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和８年６月１日
入院ベースアップ評価料（43）	令和８年６月１日
歯科技工所ベースアップ支援料	令和８年６月１日
酸素の購入価格の届出	令和８年４月１日

入院時食事療養(Ⅰ）・入院時生活療養(Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理され昼食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています

令和８年９月１日

Ｂ２病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および1日９人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝8時30分から夕方16時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です

看護補助者1人当たりの受け持ち数は１０人以内です

夕方16時30分から深夜0時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です(準夜勤２名)

看護補助者1人当たりの受け持ち数は25人以内です(準夜勤２名)

深夜0時30分から朝8時30分まで

看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です(深夜勤２名)

看護補助者1人当たりの受け持ち数は25人以内です(深夜勤２名)

Ｂ５病棟では、1 日に １ ０人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および1日１０人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は１０人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は５５人以内です(準夜勤 1 名)

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は２８人以内です(準夜勤 2 名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は５５人以内です(深夜勤 1 名)

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は５５人以内です(深夜勤 1 名)

Ｂ６病棟では、1 日に９人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および１日９人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は９人以内です

看護補助者１人当たりの受け持ち数は１０人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は５５人以内です(準夜勤１名)

看護補助者１人当たりの受け持ち数は２８人以内です(準夜勤２名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は５５人以内です(深夜勤１名)

看護補助者１人当たりの受け持ち数は５５人以内です(深夜勤１名)

Ｂ７病棟では、1 日に８人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および1日８人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は９人以内です

看護補助者１人当たりの受け持ち数は１１人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は５０人以内です(準夜勤１名)

看護補助者１人当たりの受け持ち数は２５人以内です(準夜勤２名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は５０人以内です(深夜勤１名)

看護補助者１人当たりの受け持ち数は５０人以内です(深夜勤１名)

Ａ３病棟では、1 日に８人以上の看護職員(看護師及び准看護師)および1日８人以上の看護補助者が勤務しています

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです

朝 8 時 30 分から夕方 16 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は９人以内です

看護補助者１人当たりの受け持ち数は１１人以内です

夕方 16 時 30 分から深夜 0 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は５０人以内です(準夜勤１名)

看護補助者１人当たりの受け持ち数は２５人以内です(準夜勤２名)

深夜 0 時 30 分から朝 8 時 30 分まで

看護職員１人当たりの受け持ち数は５０人以内です(深夜勤１名)

看護補助者１人当たりの受け持ち数は５０人以内です(深夜勤１名)